



平成 27 年 5 月 19 日

各 位

会社名 横浜丸魚株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岩瀬 一雄  
(JASDAQ・コード番号 8045)  
問合せ先 執行役員 小島 雅裕  
(TEL. 045-459-2921)

#### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 79 回定時株主総会において、付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、定款第 4 条（公告方法）を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

また、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 426 条および第 427 条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、定款第 28 条（取締役の責任免除）および第 39 条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。

なお、定款第 28 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、【別紙】のとおりです。

##### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日	平成 27 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生予定日	平成 27 年 6 月 26 日

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第5条～第15条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条～第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>&lt;新設&gt;</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> <p>第5条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第16条～第27条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="277 309 691 340">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="188 383 614 414">第<u>28</u>条～第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p data-bbox="427 461 544 492"><u>&lt;新設&gt;</u></p> <p data-bbox="188 1068 614 1099">第<u>38</u>条～第<u>44</u>条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="898 309 1311 340">第5章 監査役および監査役会</p> <p data-bbox="810 389 1262 421">第<u>29</u>条～第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="826 470 1086 501"><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p data-bbox="810 510 1401 741">第<u>39</u>条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="887 750 1401 1021">2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p data-bbox="810 1068 1262 1099">第<u>40</u>条～第<u>46</u>条 (現行どおり)</p>

以 上